

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	斎場への入場制限	
根拠条例等・条項	堺市立斎場条例（以下「条例」）第8条	
所 管 課	健康部	斎場
処 分 基 準	<p>次のいずれかに該当する者に対し、斎場への入場を拒否し、又は斎場から退場を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 2. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者 3. 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 4. その他斎場の管理上支障があると認められる者 	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<p style="text-align: center;">(聴 聞) ・ 弁 明</p>
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	<p>ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に</p>
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	